庁舎等の公用物火災からの早期復旧のための財政上の支援について

関 東 部 会 提 出

地方自治体における庁舎等の公用物火災は、日ごろの防火安全対策の徹底により、未然に防がなければならないものですが、熱源、火気等の管理をしていても、庁舎構造や築年数などにより思わぬ出火要因があり、庁舎管理上の共通課題と言えるものです。

また、庁舎は、市民サービスの拠点であるのみならず、大規模災害発生時の応急復旧活動の拠点となることから、火災被害からの早期復旧は、市民の生命財産を守る危機管理上の課題となるものです。

埼玉県白岡市では、令和７年５月６日夜に市役所１階において床コンセントに接続されていた可動式プラグの接触不良による発火を原因とする火災が発生し、燃損被害により、庁舎全体が事務所として機能できない状態となりました。

白岡市では、火災の翌々日から既存公共施設に臨時事務所を設置し、基幹システムの復旧、データの確保など職員一丸となって行政サービスの継続に努力し、また、市民生活にできるだけ影響のないよう、早期にプレハブ仮設庁舎を建設するなど、執行部、市議会と共に早期の復旧復興に向けた努力をしているところです。

一方、火災に伴う庁舎の復旧には、莫大な予算が必要であり、突然の財政負担は、地方自治体の財政上の大きな課題になります。

今回の白岡市の庁舎火災の場合には、建物を元の状態に戻すための原形復旧工事や仮庁舎の建設等に災害復旧事業債を活用できるほか、備品購入等の行政機能の維持に必要な経費には特別交付税措置があります。

しかしながら、国の制度では、地方自治体に火災の責任があるか否かにより、財政措置に差を設けており、自然災害に起因する火災に比べ、それ以外の火災への財政措置の内容は手薄になっています。

全国の地方自治体においても、廃棄物処理施設においてリチウムイオン電池を原因とした火災が頻発しており、白岡市と同様の庁舎等の公用物火災が発生する蓋然性は否定できません。火災の出火要因によっては、自然災害と同様に未然に防ぐことが困難であり、地方自治体に責があるとは言い難いケースもあります。

よって、国においては、未然に防ぐことが困難な庁舎等の公用物火災について、行政機能の早期復旧のため手厚い特別交付税措置や災害復旧事業債の元利償還金への交付税措置を講ずることを強く要請します。